

海老名市民間保育所運営費市単独補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を得て設置した児童福祉施設のうち、同法第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下別表において同じ。）運営及び経営基盤の安定を図るため、民間保育所が行う保育に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内において市が単独で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の種類、補助対象事業及び補助対象経費（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助事業のうち、補助の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に規定する支給認定を受けた者に限る。

（補助対象事業者）

第3条 補助の対象となる事業者は、民間保育所を経営する社会福祉法人等とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に定める補助単価及び補助基準額の算出方法（以下「補助単価等」という。）により算出した額とする。

2 年度途中において、別表に定める補助単価等に変更がある場合は、変更後の補助単価等により算出するものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市民間保育所運営費市単独補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、

3月1日までに市長へ提出しなければならない。この場合において、当該申請にかかる補助対象事業については、当該年度の4月1日から適用するものとする。ただし、年度途中に補助対象児童が入所した施設についてはこの限りではない。

（交付の決定通知）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが妥当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかにその旨を海老名市民間保育所運営費市単独補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の不交付）

第7条 市長は、申請者又は補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が法令の規定、法令の規定に基づく所管庁の命令、処分若しくは定款その他これに相当するものに違反していると認めるとき又は施設の管理運営に適正を欠き、かつ、補助事業の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、別に定める要領によりこの要綱の規定による補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

2 市長は、前項に規定する要領に基づき、補助金の全部又は一部を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を海老名市民間保育所運営費市単独補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者又は補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の変更交付等）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じるときは、海老名市民間保育所運営費市単独補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要な書類を添えてを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係る書類等を審査し、補助事業の内容を変更することが妥当と認めたときは、補助事業の内容の変更交付を決定し、その旨を海老名市民間保育所運営費市単独補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認等）

第9条 補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、海老名市民間保育所運営費市単独補助金（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係る書類等を審査し、補助事業を中止又は廃止することが妥当と認めたときは、補助事業の中止又は廃止を承認し、速やかにその旨を海老名市民間保育所運営費市単独補助金（中止・廃止）承認通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から20日以内又は当該補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに海老名市民間保育所運営費市単独補助金実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告に係る書類等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を海老名市民間保育所運営費市単独補助金確定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（書類の整備及び保存）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

《平成23年4月1日・制定》

《平成25年7月1日・一部改正》

《平成27年7月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《平成30年4月1日・一部改正》

《平成31年4月1日・一部改正》

《令和2年5月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和3年10月1日・一部改正》

別表（第2条、第4条関係）

海老名市民間保育所運営費市単独補助金交付基準

補助事業名	補助対象経費	補助単価	補助基準額の算出方法
保育士処遇改善費	保育士の処遇を改善し、安定雇用につなげる経費	常勤保育士1人当たり 12,000円 (月額)	補助単価×各月初日の在籍常勤保育士数
障がい児保育費	①障がい児（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別扶養手当の支給対象児（所得により支給を停止されている場合を含む。））の受入れに対する保育士の雇用経費	①障がい児1人当たり 75,000円 (月額)	補助単価×各月初日の在籍障がい児数
	②上記に該当しない障がい児の保育に要する経費対象児については、医師の診断書、専門医若しくは臨床心理士の意見書又は専門機関での通所証明書等の提出を要する。	②障がい児1人当たり 60,000円 (月額)	
児童処遇改善費	児童の処遇を改善するために要する経費	0歳児 22,000円 1歳児 22,000円 2歳児 19,000円 3歳児 9,000円 4・5歳児 5,000円 ※園児1人当たりの月額	補助単価×各月初日の在籍対象児童数
開所時間延長促進費	開所時間11時間以上の民間保育所に対し開所時間を延長するための経費	基本の11時間を超える部分について 1時間延長 500,000円 2時間延長 1,000,000円 3時間以上延長 2,000,000円 (年額)	固定額
配置基準を超えた保育士配置費	児童の保育体制の充実を図るために法の定める基準を超えて保育士を配置するための経費	1施設あたり 500,000円 (年額)	固定額 4月1日在籍常勤保育士数により確認(ただし、他の加算要件等に該当する職員を除いた人数で算出するものとする) ※年度途中に開設した園については開設初日在籍保育士数

管外委託保育

補助事業名	補助事業概要、補助金額の算出方法等
法外扶助費	管外委託における場合は、当該市町村長が定める額とする。ただし、障害児保育費②については、本補助金交付基準の定める額とする。